

〇一関工業高等専門学校教育功労者表彰規則

(平成19年1月23日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育、学校運営及び社会貢献に関して、特に顕著な功績を挙げた者を「教育功労者」として表彰するため定めるものである。

(表彰基準)

第2条 教育功労者の表彰は、次に掲げる各号の一に該当する者について行う。

- 一 講義、演習、実験・実習及びクラス運営等において新たな教育方法を創案し、その実践を行い、教育効果を高めた者
- 二 クラブ運営を通して学生の徳育・体育教育に特に功績のあった者
- 三 高等専門学校生向けの教科書を編纂し、教育効果を挙げた者
- 四 各種委員会等において、学校運営に特に功績のあった者
- 五 技術指導、公開講座及び共同研究等において社会に貢献し、特に本校の名を高めた者
- 六 学会活動等において表彰等を受けて、本校の名を高めた者
- 七 業務の合理化・効率化に特に功績のあった者
- 八 教育支援・研究支援・学生支援業務等において特に評価できる成果が認められる者
- 九 業務の質向上において、高度な資格を取得する等、特に評価できる成果が認められる者
- 十 地域社会など外部との連携に、特に評価できる成果が認められる者
- 十一 その他校長が前各号と同等以上の功労があると判断した者

(推薦の対象)

第3条 推薦の対象者は、本校に勤務する教員・事務職員・技術職員とする。

(推薦の方法)

第4条 推薦者（運営委員会構成員）は、別紙様式により、候補者を校長あて推薦するものとする。

(表彰者の決定)

第5条 教育功労者の選考は、企画会議で審議のうえ、校長が決定する。

(表彰)

第6条 表彰は、校長が表彰状を授与して行う。

(副賞)

第7条 前条の表彰に併せて副賞を添えることができるものとし、副賞については、その都度校長が定める。

(表彰の時期)

第8条 表彰の時期は、原則として4月開催の教員会議の席上で行う。

(事務)

第9条 一関工業高等専門学校教育功労者表彰に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、平成19年1月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月2日規則第4号)

この規則は、令和5年11月2日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

一関工業高等専門学校長 殿

推薦者所属

推薦者氏名

印

一関工業高等専門学校「教育功労者」の推薦について

標記のことについて、下記の者を一関工業高等専門学校教育功労者の候補者として推薦いたします。

記

1. 所属・氏名
2. 推薦理由（第 号に該当）